
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.49 2017/3/6

1 ノロウイルスによる食中毒予防の徹底について通知

2月27日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管 部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

先月、和歌山県御坊市において患者数が500人以上、先日、東京都立川市において患者数1000人以上※のノロウイルスによる大規模食中毒事案が発生しています。※立川市の調査結果（2月24日正午現在）

つきましては、ノロウイルスの感染や食中毒の予防の観点から、引き続き「ノロウイルスに関するQ&A」（最終改定：平成28年11月18日）、「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い（動画）」等を参考に、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等、より一層の感染予防対策の啓発に努めるようお願いします。

加えて、これまで感染者が食品の取扱いに従事することによる食中毒も多発していることから、従事者の健康状態の確認を徹底するとともに、体調不良者については食品の取扱いに従事しないよう引き続き指導方よろしくお願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000153233.pdf>

2 ノロウイルスによる食中毒の調査及び注意喚起について通知

3月1日、生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管 部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

ノロウイルスによる食中毒予防の徹底について、平成29年2月27日付けで通知したところですが、東京都の調査において、（株）東海屋（大阪市都島区中野町2-5-2）が製造した「キザみのり2ミリ青」からノロウイルスが検出され、当該事業者が当該製品を含む複数の製品について、ノロウイルス汚染の可能性が否定できないとして自主回収を行っています。（別添1、2）

現在、関係自治体において原因調査等が進められているところですが、当該製品によるノロウイルス食中毒の被害拡大防止の観点から下記のとおり対応をよろしくお願いします。

記

1. ノロウイルスが疑われる食中毒調査を実施する場合は、当該製品及び上記製造者の同様製品の使用、喫食状況を調査し、関連性を確認すること。また、該当する情報を得た場合には当職まで速やかに連絡をお願いしたいこと。

2. 住民等から自主回収対象食品による相談があった場合は、喫食を控えるよう指導するとともに、上記事業者の自主回収情報を提供すること。また、健康被害の苦情等の相談があった場合は、速やかに医療機関の受診を勧奨するなど適切な対応をすること。

別添 1 の主な内容

2 月 28 日、東京都福祉保健局が公表した、立川市立小学校における給食による食中毒（第 2 報）～食材の検査結果が判明しました～

1 検査結果（2 月 27 日（月）現在）

2 月 16 日（木）の給食の親子丼に「キザミのり」が使用されており、仕入れ先に保管されていた同じ賞味期限の未開封製品 15 検体のうち、4 検体からノロウイルスを検出しました（検査機関：東京都健康安全研究センター）。

2 ノロウイルスの遺伝子検査結果

当該「キザミのり」及び患者 7 名のふん便並びに 1 名の吐物から検出したノロウイルスの遺伝子配列検査を実施したところ、一致しました。

3 当該品への対応について

都は、当該品の製造者を管轄する大阪市に対し、検査結果を通報するとともに、流通状況の調査を依頼しました。

大阪市は、当該製造者に回収を指導し、製造者が自主回収しています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000153566.pdf>

3 株式会社マハロ、株式会社メロディアンハーモニーファイン及び千代田薬品工業株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について公表

3 月 3 日、消費者庁は、株式会社マハロ、株式会社メロディアンハーモニーファイン及び千代田薬品工業株式会社に対し、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行い公表した。その主な内容は次のとおり。

3 社が供給する水素を含む清涼飲料水に係る表示について、消費者庁は、景品表示法第 7 条第 2 項の規定に基づき、3 社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、株式会社メロディアンハーモニーファイン及び千代田薬品工業株式会社から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

・措置命令の概要

ア 前記の表示は、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf